

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第416号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第370号）

事件名：「巡回相談専門員が活用する自閉症の知識 自閉症の定義，判定手続きがわかる文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「巡回相談専門員が活用する自閉症の知識 自閉症の定義，判定手続きがわかる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，これを保有していないとして不開示とした決定につき，諮問庁が「巡回支援専門員整備事業」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，開示すべきであるとしていることについては，本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当ではなく，別紙に掲げる文書を特定し，更に該当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第16号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成30年4月25日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「巡回相談専門員が活用する自閉症の知識 自閉症の定義，判定手続きがわかる文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人は，これを不服とし，平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し原処分を取り消し，文書を開示する。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「巡回相談専門員が活用する自閉症の知識 自閉症の定義, 判定手続きがわかる文書」の開示を求めるものである。

請求にともない, 請求のあった「巡回相談専門員」を「巡回支援専門員」と推測し, 改めて文書を検索。「巡回支援専門員整備事業」を開示請求対象行政文書と特定し, 開示することが適当であると判断した。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は, 審査請求書の中で, 「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分を取り消しを求めているが, これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため, 審査請求人の主張を認める。

4 結論

以上のとおり, 原処分を取り消し, 開示することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月29日 審議
- ④ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は, 本件請求文書の開示を求めるものであり, 処分庁は, 対象となる行政文書を保有していないとして, 不開示とする原処分を行い, これに対し, 審査請求人は, 原処分の取消しを求めている。

諮問庁は, 本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し, 開示すべきであるとしていることから, 以下, 本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は, 本件対象文書を特定したことについて, 理由説明書(上記第3の3(1))の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると, おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書の記載のうち, 「巡回相談専門員」という用語は, 厚生労働省において使われておらず, 類似した用語である, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき制定された「地域生活支援事業実施要綱」に掲げられた市町村が任意に実施する事業である「巡回支援専門員整備事業」において, 保護者等への相談支援等を行う「巡回支援専門員」とであると解される。

イ このため、審査請求に伴い、改めて文書を探索したところ、関係部局（社会・援護局）が作成した「巡回支援専門員整備事業」（本件対象文書）が、巡回支援専門員が活用することを目的として作成したものではないが、審査請求人から求めのあった文書に記載のある「巡回相談専門員」という言葉に最も近いものであるため、諮問庁で特定した。

- (2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、巡回支援専門員整備事業の概要が記載されているが、自閉症の知識、自閉症の定義、判定手続きのいずれに関することも記載されているとは認められず、本件請求文書に該当するとは認められない。
- (3) 一方、本件対象文書に、「巡回支援専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る」旨が記載されていることを踏まえ、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、受講資格者に巡回支援専門員も含まれる国立障害者リハビリテーションセンター学院が実施した「平成29年度発達障害支援者研修会」の研修資料（別紙に掲げる文書）を厚生労働省で保有しており、また、当該研修資料には、厚生労働省が作成し、同省職員が講師を務めた際に使用した資料も含まれているとのことであった。
- (4) そこで、当審査会において、諮問庁から上記(3)に掲げる研修会についての実施要綱及び研修資料の提示を受け、確認したところ、以下のとおりであった。

ア 実施要綱では、「受講資格」として「市町村で「巡回支援専門員整備事業」に従事する専門員」等とされており、「目的」には「発達障害児・者支援に必要な専門的知識・技術を習得し、その資質の向上を図るとともに、発達障害児・者支援の充実に資することを目的とする。」とされている。

イ 研修資料は、自閉症を含む発達障害に関する講義、演習などで構成されており、そのうち、厚生労働省が作成した資料は、「発達障害者支援施策の視点」と題するものであり、この中で、自閉症者に対する現在の住まいや支援等に係るアンケート調査結果（131頁）、自閉症の程度に係る評定テキスト等の概要（129頁）などが記載されており、厚生労働省以外が作成し、同省職員以外の者が講師を務めた資料についても、学校教育に関して、自閉症の特性を考慮した教材の配慮の例示（13頁）など、自閉症の知識に関することが記載されていると認められる。

- (5) したがって、厚生労働省において、本件請求文書に該当するものとし

て、少なくとも、別紙に掲げる文書を保有しているものと認められるので、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定し開示すべきであるとしていることについては、本件対象文書を特定すべきとしていることは妥当ではなく、厚生労働省において、開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

平成29年度 発達障害支援者研修会の研修資料

期間 平成29年6月14日（水）～6月16日（金）

会場 国立障害者リハビリテーションセンター学院

国立障害者リハビリテーションセンター